

## 法人事業税の取扱い

**Q** : 法人事業税は、法人税法では損金になりますか？

**A** : 法人事業税は、損金算入が認められています。

### 【解説】

法人事業税は、法人税法では損金算入することができることになっていますが、その理由は、政府税制調査会の答申で次のように説明されています。

「地方公共団体が供給する行政サービスは、法人の事業活動にさまざまな形で寄与しています。その受益を定量的に捉えることは難しいことですが、企業に対する直接のサービスのみならず、福祉、教育、環境保全、産業・都市基盤整備、警察や消防・防災など極めて広範に及んでいます。

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たっては地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基いて課税されるものです。昭和24年のシャープ勧告においても、事業及び労働者がその地方に存在するため必要となってくる都道府県施策の経費を負担する税とされています。法人事業税の負担額が法人税法上、損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格が反映されているからです。」

こんな理由から、法人事業税は、損金に算入される取扱いになっているのです。

